



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） 1
- 村営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・4件（県民生活課） 3
- 建設業者の所在等を確認することができない旨の公告（土木総務課） 4

正 誤

- 平成25年4月19日付け公報定期第4143号中訂正 4

告 示

沖縄県告示第576号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年11月5日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
糸満市	平成25年12月11日（水曜日）午前10時から午後3時まで	西川区公民館
	平成25年12月12日（木曜日）午前10時から午後3時まで	南区公民館
	平成25年12月19日（木曜日）午前10時から午後3時まで	米須コミュニティーセンター

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
糸満市	平成25年12月11日（水曜日）から同月26日（木曜日）まで	特定計量器の取り付け ある土地又は建物その他 工作物の所在の場所

沖縄県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、北大東村長から申請のあった北大東村上北振第3地区（団体営農地保全整備事業）の換地計画について、平

成25年10月25日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成25年11月6日から同年12月3日まで
- 3 縦覧に供する場所 北大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第578号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年11月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南城市佐敷字仲伊保花振原159番1（次の図に示す部分に限る。）、159番2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月21日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美ら保育総合サービス
- 3 代表者の氏名 當間重美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市牧港三丁目21番7号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、保育園・幼稚園経営者や保育を担う者、子育て中の保護者に対して、保育園、幼稚園経営支援事業及び次世代育成支援、進学就職支援推進事業、子育て支援に関する保育活性化事業、子育てに関する情報提供事業を行い、保育園並びに幼稚園の質の向上並びにイメージの向上や、子育て家庭に対する育児環境の充実に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月22日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人愛隣会
- 3 代表者の氏名 横田盛永
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡金武町字金武487番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域の子ども、大人に対し、キリスト教精神による教育・保育・子育て支援事業を行い、こころとからだの健全な発達をはかり、安心して教育・子育てできる地域社会の

確立と人材育成に寄与することを目的とする。「但し、宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること）を主たる目的とするものではない。」

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月23日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジアチャイルドサポート
- 3 代表者の氏名 池間哲郎
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市字登川1583番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、貧しさの中でも懸命に生きている開発途上国の人達に対して、平和で安らかに暮らしていく事を願い支援を行う。又、国際協力を通して日本国の青少年の健全育成に貢献する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月23日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Mahalo
- 3 代表者の氏名 伊禮浩嗣
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県うるま市字江洲405番地2 1階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び障害児に対して、日常生活における基本的動作の訓練や余暇活動・学力向上の支援に関する事業を行い、障害を持った児童の家族の介助負担軽減や就労時間の確保、さらには一般社会の理解促進・啓発等の地域社会づくりに貢献し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月23日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おきなわCAPセンター
- 3 代表者の氏名 長田清
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久茂地3丁目29番41号久茂地マンション402
- 5 定款に記載された目的 この法人は、子どもが本来持っている力を引き出し、自尊感情を育て、人権を侵害するあらゆる暴力を防止するためのCAPの理念や知識、技術を子どもたちや大人に伝え広める事業を行うことで、暴力のない平和な社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年12月23日まで縦覧に供する。

平成25年11月5日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年10月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人珊瑚舎スコーレ
- 3 代表者の氏名 星野人史
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市樋川1丁目28番1号知念ビル内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内外を問わず一般市民及び青少年、児童に対し、個人の尊厳と権利の尊重、自由と自立と平和の希求、個性豊かな普遍的文化の創造を生きる喜びとする価値観を手に入れるための援助となる教育に関する事業を行い、学校教育の一つの典型を具現化することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できないことについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成25年11月 5 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 商号名 株式会社ダイレクトホーム
- 2 代表者名 喜屋武尚
- 3 所在地 沖縄市美原一丁目11番8号
- 4 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第12019号
- 5 許可年月日 平成23年11月10日

正 誤

平成25年4月19日付け公報定期第4143号掲載の正誤中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
11	上から 1	平成25年 3 月17日	平成25年 3 月31日
11	上から 8	平成25年 3 月17日	平成25年 3 月31日
11	下から 6	平成25年 3 月17日	平成25年 3 月31日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---